

第 27 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31 年足立区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 185」を「100 分の 195」に改
める。

別表中「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改め、同表議員の項中
「61 万 5,000 円」を「61 万 6,000 円」に改める。

第 2 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 195」を「100 分の 190」に改
める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年
4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 8 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の足
立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和
5 年 6 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第 8 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の足
立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和

5年12月1日から適用する。

(議員報酬及び期末手当の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

(期末手当の支給日の特例)

- 5 令和5年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額のうち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月に支給すべき議員報酬の支給期日に支給することができる。

(提案理由)

議員報酬及び期末手当の額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。